

佐賀県規則第43号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(佐賀県表彰規則の一部改正)

第1条 佐賀県表彰規則(昭和24年佐賀県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (欠格事由) 第3条 知事は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者で、その判決が確定した後、知事が定める期間を経過しない者 (2)・(3) 略 | (欠格事由) 第3条 知事は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者で、その判決が確定した後、知事が定める期間を経過しない者 (2)・(3) 略 |

(恩給給与細則の一部改正)

第2条 恩給給与細則(昭和29年佐賀県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第18号様式及び第19号様式中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20号様式中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第22号様式及び第23号様式中「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{禁錮} \\ \text{懲役} \end{array} \right\}$ 」を「拘禁刑」に改める。

(佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和32年佐賀県規則第86号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第5号様式中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年佐賀県規則第8号)の一部を次のように改

正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 略</p> | <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 略</p> |

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第5条 保健師助産師看護師法施行細則（昭和60年佐賀県規則第32号）の一部を次のように改正する。
様式第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(佐賀県佐賀空港条例施行規則の一部改正)

第6条 佐賀県佐賀空港条例施行規則（平成10年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。
様式第1号及び様式第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規則の施行前に懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている職員は、第4条の規定による改正後の佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定の適用については、拘禁刑

の執行のため刑事施設に拘置されている職員とみなす。